

奨学金規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人 ASJ 財団（以下「本財団」という）の定款第4条第1項第1号に規定する奨学事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の応募条件)

第2条 日本国籍を有する、日本国内の大学・大学院に在籍する大学2年次以上の大学生及び大学院生であって、詳細は募集要項において定める。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は次の通りとする。

- (1) 大学奨学生 月額 30,000 円
 - (2) 大学院奨学生 月額 30,000 円
- 2 奨学金の返還は要さないものとする。

(奨学金の給付期間)

第4条 奨学金を給付する期間は、原則として在学大学・在学大学院の正規の修学期間を終了する日の属する月までの期間内とする。

- 2 大学奨学生が大学院へ進学しても、大学院奨学生として自動的に奨学金の継続給付は行わない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(応募方法)

第5条 奨学金の給付を希望する者は、次の各号に掲げる書類を本財団の HP から本財団に提出する。

- (1) 奨学生願書（所定の様式）
- (2) 本人写真（387 万画素以上の JPEG ファイル）
- (3) 成績証明書（GPA が記載されているもの。大学が GPA を証明書に記載していない場合は、当財団の HP 内のファイルから応募者が GPA を計算し入力する）
- (4) 小論文（論文テーマは別途当財団の HP にて告知する）
- (5) 奨学金支給の応募理由書（400 字以内）

(6)在学証明書（和文で記載されているもの）

（応募締切日）

第6条 募集要項に定める。

（奨学生の採用）

第7条 奨学生の採用は、本財団の選考委員会による諮問を経て理事会で決定し、その結果を大学の窓口及び本人に通知する。

（奨学金の給付）

第8条 奨学金の給付は、本財団が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、3ヶ月分ごとに振込の方法により行う。なお、振込手数料は本財団の負担とする。

（学業成績及び生活状況の報告）

第9条 奨学生は、毎年大学から発行される成績証明書、生活状況報告書及び使途報告書を本財団に提出しなければならない。

（異動届出）

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。

- (1)休学・転学・留年・退学したとき
- (2)停学・その他の処分を受けたとき
- (3)氏名・住所・その他重要な事項に変更があったとき
- (4)海外留学するとき

（奨学金の停止）

第11条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは奨学金の給付を停止する。

- 2 奨学生の学業又は素行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の給付を停止する。

（奨学金の復活）

第12条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで在学大学学長等を経て、本財団に願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

（奨学金の廃止）

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、大学事務局の意見を徴して奨学金の給付を打ち切る。

- (1) 休学・転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき
- (2) 外国へ留学しようとするとき
- (3) 学業などの状況により指導上必要があると認めるとき
- (4) 傷害疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績の不良、素行が不良となったとき
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (8) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき
- (9) 本財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき

(奨学金の返還)

第 14 条 本財団は、第 11 条又は第 13 条に該当する場合において、当該奨学生に故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、当該奨学生に給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

第 3 章 雑 則

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 4 年 1 月 28 日から施行する。(令和 4 年 3 月 3 日 理事会決議)